様式第六（第７条関係）

認定特定連携事業計画の実施状況報告書

年　月　日

大臣　殿

住　所
名称及び
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた特定連携事業計画について、実施状況を下記のとおり報告します。

記

１　特定連携事業の目標の達成状況
２　実施した特定連携事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．特定連携事業の目標の達成状況
（１）特定連携事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
（２）特定中小受託事業者それぞれにおいて特定受託取引への依存の状態の改善を示す数値の達成状況を記載する。
２．実施した特定連携事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載すること。

附　則

この命令は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

○内閣府令・厚生労働省令・経済産業省令第一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第一項並びに第二項第三号ニ、第四号ニ及び第六号、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十八条、第四十条第一項、第四十一条第六項並びに第九十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令

（定義）
第一条　この命令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（安定供給確保支援法人の指定の申請）
第二条　法第三十一条第一項の規定により指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一　定款の写し
二　登記事項証明書
三　役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
五　安定供給確保支援業務の実施に関する基本的な計画
六　安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類
七　申請法人が法第三十一条第二項各号に該当しない旨を誓約する書類
八　役員が法第三十一条第二項第三号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類
九　申請法人の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
十　安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類
２　主務大臣は、前項の申請書及び同項各号に掲げる書類のほか、申請法人が法第三十一条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
３　二以上の主務大臣に第一項の申請書（同項各号に掲げる書類及び第二項の書類を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（対象となる法人）
第三条　法第三十一条第一項の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。
一　公益社団法人
二　公益財団法人
三　特定非営利活動法人

（安定供給確保支援法人の業務）
第四条　安定供給確保支援法人は、安定供給確保取組方針の定めるところにより、安定供給確保支援業務を公正かつ適正に行わなければならない。
２　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第三号に掲げる業務により収集した情報を公表する場合には、公表に当たって適切な評価を実施した上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行わなければならない。
３　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第四号に掲げる業務を行うに当たっては、相談窓口を設置した上で、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。